

鳥取県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長483-3	平成21年4月1日